

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	○ 選挙の効力に関する審査申立てに対する 裁決 【選挙管理委員会】	
		担当課（室）	選挙管理委員会	
				目次
				担当課（室）

◎岡山県選管告示第七十号

令和七年三月三十日執行の鏡野町長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり決定した。

令和七年七月十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

令和 7 年 7 月 1 1 日 岡山県公報 号外

裁 決 書

岡山県苫田郡鏡野町上森原 220－7

審査申立人 福 島 剛

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和 7 年 5 月 15 日付けで提起された、同年 3 月 30 日執行の鏡野町長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、岡山県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙における選挙の効力に関する異議の申出（以下「異議の申出」という。）について、鏡野町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）が令和 7 年 4 月 25 日付けで行った異議の申出を棄却する旨の決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めるものである。

その理由とするところを審査申立書に従って要約すれば、次のとおりである。

- 1 当時鏡野町長であった山崎親男氏が、本件選挙における当選人である瀬島まさふみ候補の出馬表明の記者会見に同席し、瀬島まさふみ候補を当選させることを目的に、町長という地位を利用したことは、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「公選法」という。）第 136 条の 2 に違反する行為である。また、本件選挙の期日の告示前である令和 7 年 1 月 17 日に上記記者会見を行ったことは、公選法第 129 条に違反する行為である。そして、この行為は選挙の結果に異動を及ぼすものである。
- 2 本件選挙における当選人である瀬島まさふみ候補が、選挙事務所開きにおいて、衆議院議員の平沼正二郎氏や岡山県議会議員の清水薫氏を招待した行為は、投票獲得の意思をもって行われる事前運動で、公選法第 129 条に違反する行為である。また、両

令和 7 年 7 月 1 1 日 岡山県公報 号外

氏が瀬島まさふみ候補の応援を目的として自身の SNS に挨拶を行ったことを掲載しており、これも公選法第 129 条に抵触する行為である。そして、これらの行為は選挙の結果に異動を及ぼすものである。

- 3 本件選挙の選挙期間中に、本件選挙における当選人である瀬島まさふみ候補が、本件選挙と同時に行われている鏡野町議会議員選挙の松岡としまさ候補とまきのせいじ候補の選挙事務所を訪問したことは、公選法第 138 条に抵触する戸別訪問である。また、この行為は選挙の結果に異動を及ぼすものである。
- 4 町委員会は、異議の申出に係る審理において、1 から 3 までのことについて、瀬島まさふみ候補及び他の候補者、支持者等への調査を行った形跡が一切ない。
- 5 町委員会をはじめとする鏡野町役場は、申立人に対して継続的に嫌がらせを行っており、公正な判断をできる状況にない。

裁 決 の 理 由

1 審査申立ての経緯等について

本件選挙における候補者である申立人は、本件選挙における選挙の効力を争うものとして、令和 7 年 4 月 2 日付けで町委員会に対して異議の申出を行った。これに対し、町委員会が同月 25 日付けで異議の申出を棄却する決定を行った。

申立人は、この町委員会の決定を不服として、同年 5 月 15 日付けで県委員会に対し、本件選挙における選挙の効力を争うものとして、本件選挙の無効を求める審査の申立てを行った。

県委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認めた上で、これを受理し、町委員会からは弁明書を徴した。

また、申立人に対して、町委員会の弁明書に対する反論書及び審査の申立てに関する証拠書類又は証拠物の提出を求めたところ、反論書が提出された。

これらの提出された書面を基に審理を行った。

2 県委員会の判断

選挙の効力に関する争訟において、公選法第 205 条第 1 項は、「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限り、選挙の全部又は一部を無効とすべきものと定めている。

令和 7 年 7 月 1 1 日 岡山県公報 号外

この「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによつてこれら規定事項の遵守を期待しているのであつて、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もつとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない」（昭和 61 年 2 月 18 日最高裁判所判決）とされている。

県委員会は、こうした観点に立ち、申立人の主張が選挙の無効原因となり得るか否かについて、次のとおり判断する。

（１）審査申立ての要旨 1 から 3 までについて

申立人は、本件選挙の期日の告示前に、山崎親男氏、瀬島まさふみ候補、平沼正二郎氏及び清水薫氏が行った申立人所論の各行為が、各々公選法第 129 条、第 136 条の 2 及び第 138 条の規定に違反しているとして本件選挙の無効を主張しているが、同人らはいずれも選挙の管理執行にあたる者ではなく、申立人所論の事実は、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反したものであることができないため、公選法第 205 条第 1 項の「選挙の規定に違反することがあるとき」にあたるものとはいえない。

また、当該行為によつて、選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じるなど選挙の自由公正が失われたと認めるに足る証拠もない。

よつて、申立人の主張には理由がない。

（２）審査申立ての要旨 4 及び 5 について

本件選挙とは無関係な主張であり、選挙の無効原因には当たらない。なお、申立

令和7年7月11日 岡山県公報 号外

人の審査の申立てを受けた県委員会は、町委員会の異議の申出に対する審理の充分性を審理するものではない。

よって、申立人の主張には理由がない。

以上のとおり、本件選挙における選挙の効力に関する申立人の主張は、いずれも認容することができないものであり、申立人の異議の申出を棄却した町委員会の決定に誤りはない。

よって、主文のとおり裁決する。

令和7年7月10日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

委 員 大 本 裕 志

委 員 西 康 宏

委 員 山 名 千 代